

市民活動との共創指針 —市民の公益サービスで変わる山形市— の概要

I はじめに

- ・『みんなで創る「山形らしさ」が輝くまち』の実現
- ・生活環境の激変に対応する市民の新たな取り組みへの期待と課題
- ・市民活動を推進し、「共創のまちづくり」を実現するための行政の役割を示す指針

II 用語の定義

<p>「公益サービス」</p> <p>広く市民の利益のために提供されるサービス全般（固定の会員間での相互扶助的な「共益サービス」ではない）</p>	<p>「市民活動」</p> <p>市民が主体となり、非営利の公益サービスを生み出す活動</p>	<p>「共創」</p> <p>市民活動・事業者・行政のそれぞれの主体が立場の違いを認め合いながらそれぞれの役割を果たすまちづくりの形</p>
---	---	--

III 指針の背景

- 1 市民ニーズの多様化・複雑化と行政の限界
- 2 市民活動・事業者・行政の特性

<p>市民活動</p> <p>身近で気づいた社会の課題に迅速に対応</p>	<p>事業者</p> <p>地域社会の一員としての社会貢献</p>	<p>行政</p> <p>新たな市民サービスの枠組みを構築することが課題</p>
---------------------------------------	-----------------------------------	--

- 3 共創の必要性

行政の力だけでは十分な対応ができない。各主体がお互いの特性と立場の違いを理解し、役割を適切に分担しながら、「共創のまちづくり」を進めていく必要がある

IV 基本的な方針

- 1 市民活動の拡大と活動の発展を目指します。
 - ・市民・事業者・行政の理解を促進し活動のすそ野を広げる
 - ・人・モノ・カネ・情報などの活動資源への適切な支援を行う
- 2 市民活動の自主性、自立性、先駆性を尊重します。
 - ・市民活動に対し行政のこれまでのやり方を無理に押し付けない
 - ・課題解決のために立ち上がった人々の自主性、自立性を尊重する
 - ・市民活動の背景にある新たな市民ニーズを尊重しつつ連携の在り方を検討する
- 3 適切な評価と対価により共創事業を推進します。
 - ・市民生活にとって必要不可欠な市民活動があるが、ほとんどが収益性に乏しい
 - ・必要性和収益性を十分に考慮し、適切な対価を支払う
 - ・共創事業の適切な評価手法を検討する
- 4 適切な役割分担による連携促進のための中間支援機能を育成します。
 - ・団体どうしの連携の仲立ちや活動への相談・援助を行う「中間支援機能」を育成する
- 5 情報の共有化に取り組みます。
 - ・行政情報やNPOの活動状況等を市民に発信するための仕組みづくりに取り組む

V 当面の課題を解決するための8つの施策

施策	盛り込んだ行動
1 市民・事業者・行政への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政に対し、市民活動に関する適切な情報提供を行う ・職員研修などを通じた市民活動との共創についての意識向上を図る
2 市民活動の財政基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動が抱える課題と支援の必要性を考慮し、実態に合った補助制度を検討する ・民間の資金を活用した市民活動のための財政支援システムとして「コミュニティファンド」を構築する ・特定非営利活動法人(NPO法人)への市独自の税制優遇策を実施する
3 人材に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア・市民活動団体版の人材バンク機能」を構築する ・市民活動団体の組織経営に必要なノウハウを持つ人材育成への手助けを行う ・子ども達へ体験学習などを通じた市民活動の啓発を行う
4 場所・モノに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の有効活用などにより活動拠点の確保への支援策を検討する ・市有施設の確保についての利便性向上を図る(予約システム等) ・事務用品や機材などを団体どうしで融通し合うための仕組みや、事業者や行政の不要となったモノを有効活用するなどの仕組みづくりに取り組む
5 市民活動団体との共創事業における基本的なルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に有益な市民活動のサービスについて、業務委託・事業補助などを通じた連携を推進する ・共創事業を行ううえで、事業の性格・必要性・収益性をふまえた連携を行うためのルールづくりを進める ・共創事業について、事業プロセスの透明性・公開性を高めるなどの手法を検討する
6 中間支援機能の育成と市民活動・事業者・行政の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と市民活動の共創により、市民活動団体の運営上の相談、法人化へのアドバイスなどを行う中間支援機能を育成する ・行政が持つ大きな信用力を活かし、市民・事業者・行政の話し合いの場を設けるなど、様々な主体の連携を促進する ・各部署に、共創への推進的な役割を果たす職員を育成し、全庁的な取り組みを検討する ・市民活動の先駆性を活かすため、市民提案型による公益サービス提供の仕組みづくりを進める
7 市民活動支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の現場の声を聞くための総合的な窓口機能 ・NPO法人の認証事務の権限移譲と共創推進のための総合的な拠点施設 ・目的を共有する各主体間の調整役を担う
8 情報共有化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報と市民活動情報を集積・発信するための「情報センター」の構築を検討する

VI 施策の実施に向けて

- ・行政の職員一人ひとりがこの指針を踏まえる
- ・事業者には、地域社会を構成する一員としての地域貢献が望まれる
- ・施策の実施状況についての進捗管理を行い、急激な社会状況の変化に合わせた柔軟な見直しを行う